

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県ライトハウス
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年8月30日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>その他の積立金の計上は、理事会の議決に基づき行われるものであり、また、使用計画に基づき積立額を積み立てるものとされているところ、社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館施設整備等積立金積立額について、令和2年度第2回理事会において理事会の承認を受けた積立計画と乖離する額の積立が行われていた。</p> <p>については、計画に基づく積立を行うとともに、積立額に変更の必要が生じた場合は、改めて計画の見直しについて理事会の議決を得ること。</p> <p style="text-align: center;">(会計省令第6条第3項) (経理規程第38号に定める資金の積立に関する細則第1条)</p>	
<p>2</p> <p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、積立資産支出の決算額(4,605,806円)が予算額(2,592,000円)を大幅に超過していた。</p> <p>については、もれなく予算管理を適切に行い、予算変更の必要がある場合には補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p style="text-align: center;">(留意事項2(2))</p>	
<p>3</p> <p>小口現金は会計責任者又は出納職員(以下「会計職員」という。)が扱うべきところ、法人のサテライト事務所である鳥取県視覚障がい者中部支援センター及び同東部支援センターにおいて、会計職員ではない職員が小口現金を管理していた。</p> <p>については、職員に現金を管理させる場合は、会計職員に任命すること。これが困難である場合は、サテライト事務所に係る支払いは本部に請求書を送付して後払いにする等、現金を扱わない工夫を検討されたい。</p>	

	(留意事項1(2)) (経理規程第8条、第28条、第30条)	
4	<p>会計責任者及び出納職員は理事長が任命することとされているところ、任命が書類上確認できない者があった。</p> <p>については、経理規程に基づく当該任命については、任命責任や職員の立場を明確にするためにも書面等の記録の残る形で行うこと。</p> <p>(経理規程第8条第3項)</p>	